都道府県

各 指定都市 介護保険担当主幹部(局) 御中 中 核 市

厚生労働省老健局 老 人 保 健 課

令和6年度介護報酬改定に係る(介護予防)訪問・通所リハビリテーション関連通知の改正内容ガイドについて

介護保険制度の円滑な運営につきまして、平素よりご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、令和6年度介護報酬改定にあたり、関係通知の改正内容等については「「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」(令和6年3月15日付け厚生労働省老健局高齢者支援課ほか連名事務連絡)においてお示ししているところです。

そのうち、(介護予防) 訪問・通所リハビリテーションに関しては、今般の改正内容に加え、内容の変更を伴わない修正(記載箇所の変更や、関連通知全体の記載の整理)を複数行ったことから、今般の改正内容に係る項目が把握しやすいよう、簡易のガイドを作成致しましたので、適宜ご参照ください。

なお、このガイドは理解の一助となるよう作成されたものであり、実際の介護保険制度の運用については、関連法規及び当該の通知に準じて行っていただきますよう申 し添えます。